女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第33号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるもの(以下「機関等」という。)は、次の表の左欄に掲げるものとし、同令第1条第2項の規則で定める職員は、同欄に掲げる機関等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
医療局長	医療局長が任命する職員
企業局長	企業局長が任命する職員

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。